

仕様書

1 件名

東京ベイ eSG プロジェクトに係る国際発信イベント業務支援委託

2 履行場所

東京ベイ eSG プロジェクト国際発信実行委員会が指定する場所

3 契約期間

契約確定の日の翌日から令和 5 年 3 月 31 日まで

4 目的

都では、東京ベイ eSG プロジェクトが目指す「『自然』と『便利』が融合する持続可能な都市」をいち早く具現化し、未来の都市モデルを国内外に発信することを目的としたイベントの実施を予定している。

本委託業務は、国際発信イベントの実施に向けたイベントの企画支援及び「東京ベイ eSG プロジェクト国際発信実行委員会（以下「実行委員会」という。）」の事務局運営を補助し、実行委員会の円滑な運用を行うことを目的とする。

イベント名：未定

実施時期：2024 年 5 月中旬

実施場所：東京ベイエリア（コアイベント会場：有明アリーナ（メイン会場）、中央防波堤埋立地付近等（サブ会場））

5 通則

- （１） 受託者は、本業務を実施するに当たり、委託者と詳細に協議を行い、委託者の承認を受けて、作業を進めるものとする。また、本仕様書の解釈に疑義が生じた場合には、その都度、委託者と協議の上、決定するものとする。
- （２） 受託者は、本業務の趣旨を十分に理解し、円滑な遂行に留意して業務を遅滞なく進めること。

6 支払方法

業務完了後、委託者が履行を確認した後、受託者からの適法な請求書に基づき、一括で支払う。

7 委託内容

本業務は、実行委員会で検討する国際発信イベントの事業企画を支援するとともに、実行委員会事務局の運営補助を行う。

(1) イベントに係る必要経費の算出

(2) に挙げるイベント企画の策定に基づき、イベントの準備・計画、実施、後処理及び広報等に必要となる全ての費用を項目ごとにリスト化し、必要な経費を算出すること。

なお、策定した計画の実施に運営に必要な物品等の調達計画および必要な経費等について、委託者が求める場合には単価数量等根拠資料などを用いて詳細説明をすること。

(2) イベント企画の策定

ア 全体概要 一 イベント概要 二 準備スケジュール イ コアイベント 一 会場レイアウト 二 セレモニー企画 三 講演等 四 「Tech」をテーマとしたイベント企画 五 「Food」をテーマとしたイベント企画 六 こどもの参画 七 サブ会場計画（中央防波堤 等）	ウ 周辺イベント連携 一 都主催関連イベント 二 民間企業主催関連イベント 三 輸送計画 エ 広報・誘客 一 広報計画 二 制作物計画 三 協賛・スポンサー計画
--	---

別紙1を参照し、実行委員会での検討内容を反映させた上で、イベント企画を策定すること。ただし、ウ 周辺イベント連携、エ 広報・誘客については、受託者において具体的に提案すること。

(3) 実行委員会運営等補助業務

ア 実行委員会総会等運営補助業務

実行委員会の円滑かつ適正な運営のため、総会（年2回程度開催予定）及びテーマ別の検討会（最大合計6回程度開催予定）に関する委員との日程等調整、スケジュール管理、会議室確保、資料作成等の運営準備、当日の運営、議事録・議事要旨作成等を行うこと。

イ 実行委員会事務局の運営補助業務

収入・支出に係る会計業務、実行委員会が実施する契約の発注に係る業務、関係者等との連絡・調整、委員の会議等参加時の謝金の支払い、必要な資料の作成等、実行委員会事務局の運営補助を行うこと。

8 打合せ等

受託者は、委託者の求めに応じ、適宜、報告、連絡及び打合せを行うこと。また、委託者の求めに応じ、関係機関との打合せに同席すること。

9 成果品

(1) 成果品及び提出期限

業務実施に係る報告書 電子データ一式

提出期限： 令和 5 年 3 月 31 日（金）

(2) 納入先

（仮称）東京ベイeSGプロジェクト国際発信実行委員会

（東京都政策企画局計画調整部プロジェクト推進課内）

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

(3) 電子データの提出は以下によること

ア 委託者の端末（OS：Windows）で表示可能なものとする。

イ 電子データは、文章については、ワープロソフト（Microsoft社Word シリーズ）、計算表等については、表計算ソフト（Microsoft社Excel シリーズ）で編集可能な形式とすることを基本とする。また、CADデータについては、フリーCADソフト（Jw_cad）により編集可能な形式とすることを基本とする。

ウ 格納媒体はCD±R（RW）及びDVD±R（RW）を基本とする。また、収納ケース、CD±R（RW）及びDVD±R（RW）等に、委託年度及び委託件名等を付記すること。

エ ファイル名はその内容を示す分かりやすいものとし、ファイルリストも添付すること。

(4) 成果品の納入後、内容に不備等があった場合は、速やかに受託者の負担で修正等を行うこと。

10 人員体制の構築

受託者は、契約締結後直ちに、委託業務を履行するために必要な人員を確保し、委託者と協議の上、業務体制を整え、業務実施体制図を委託者に提出すること。

（ア）関係者調整を効率的に実施できるよう、オンライン会議の環境を整えること。

（イ）体制を変更する必要が生じた場合には、3営業日前に変更内容を記載した書面

と代行する担当者を反映させた業務実施体制図をもって委託者に報告し、事前に承認を得ること。

なお、担当者の異動が発生する場合には、後任の担当者に対して、本業務に支障をきたさないように十分な業務の引継ぎを行うこと。

1 1 機密の保持

- (1) 受託者は、本業務で得られたデータ等を目的外に使用してはならない。
- (2) 受託者は、本業務で得た画像等の使用、保存処分等に当たっては、細心の注意をもってあたり、絶対に外部に漏えいすることのないよう、秘密の保持に万全を期すこと。
- (3) 受託者は、委託者から開示された秘密情報を秘密として保持し、事前に委託者の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示又は漏洩してはならない。
- (4) 受託者は、委託者から開示された秘密情報を知得した自己の役員又は使用人（秘密情報を知得後退職した者も含む。）に対し、本契約に定める秘密保持義務の遵守を徹底させるものとする。
- (5) 受託者は、委託者から開示された秘密情報の秘密を保持するため、当該秘密情報の一部又は全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複写物等について、秘密が不当に開示又は漏洩されないよう他の資料等と明確に区別を行い、管理しなければならない。
- (6) 委託者は、受託者が秘密保持に関する義務違反又は義務を怠った場合、受託者に対して契約書等にある契約解除及び損害賠償等の措置を行うものとする。

1 2 個人情報の取扱い

委託者が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は全て委託者の保有個人情報であり、委託者の許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。委託期間の満了後は、東京都保有個人情報が記載された資料（電子媒体に記録されたものを含む。）を東京都に返却するものとする。

1 3 権利の帰属

- (1) 本委託において作成した全ての成果物において、その著作権（著作者人格権を除く。）は、委託者に帰属するものとする。受託者は、委託者の承諾なしに、本委託による成果物を、ほかに公表、貸与又は使用してはならない。
- (2) 受託者は、成果物の作成等に当たり映像、文献等を引用・使用する際には、著作権の使用許諾等に関し、受託者の責任において、必要な処理を行わなければならない。

1 4 一括再委託の禁止

受託者は委託の履行に際し、委託内容の全部又は主要部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得たときは、この限りで

はない。「主要部分」とは、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理をいい、受託者は、これを再委託することはできない。

受託者は、前項に規定する業務及び簡易な業務を除く業務の一部を再委託するに当たっては当該業務の遂行能力を有する者の中から選定しなければならない。また、再委託先（以下「協力会社」という。）が東京都の競争入札参加有資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

受託者は、協力会社が委託者の競争入札参加有資格者でない場合、委託者の契約から排除するよう警視庁から要請があった者でないことを確認する。

1 5 環境により良い自動車利用

本契約の履行にあたって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

1 6 情報セキュリティの確保

電子情報の取扱いに関しては、受託者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準（平成 28 年 4 月 1 日施行）と同様の水準での情報セキュリティを確保すること。

なお、受託者が情報セキュリティを確保することできなかったことにより委託者が被害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

1 7 担当

東京ベイ eSG プロジェクト国際発信実行委員会
電 話 03-5388-2088